

令和元年6月21日現在

機関番号：31302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17191

研究課題名(和文)性暴力事件の裁判に裁判員制度がもたらす影響に関する実証的研究

研究課題名(英文)An empirical research on the effects of Saiban-in system on the cases of sexual violence.

研究代表者

小宮 友根 (KOMIYA, TOMONE)

東北学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：40714001

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、性暴力事件の判決文の概念分析および模擬評議の会話分析を通じて、法的推論における常識的知識の身分とその役割をあきらかにすることを試みた。

判決文の分析からは、裁判官の用いる「経験則」の「もっともらしさ」が「当座のアプリオリ性」という常識的知識の身分にあることをあきらかにし、そのことをふまえた批判的検討の必要性を示した。

模擬評議の会話分析からは、裁判員が用いる常識的知識のタイプと意見表明の相互行為上の位置に関連があることを示し、意見表明のもつ行為としての理解可能性(「反論」「正当化」etc.)とともに法的推論に対する常識的知識の役割を考察する必要があることをあきらかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2018年、強姦罪の強制性交等罪への改正がおこなわれ、その附帯決議には強制性交罪の「暴行又は脅迫」要件および準強制性交罪の「抗拒不能」要件について、専門的知見を踏まえた検討の必要性が記された。そこで想定されているのは心理学的・精神医学的知見であるが、「暴行」「脅迫」「抵抗」といった概念は社会成員が日常生活の中で用いるものであり、「同意」の理解もまたそうした概念使用のもとでおこなわれるものである。したがって、本研究が示したことは、まさにそうした諸概念が常識的知識として法的推論の内できかに働くかを考察する上で不可欠のことからであり、今後の刑法見直しに向けて重要な視点を提供しうるものである。

研究成果の概要(英文)：In this study, we examined the logical status of commonsense and its roles in legal reasoning through the conceptual analysis of court decisions and the conversation analysis of mock deliberations.

From the analysis of court decisions, we showed that the plausibility of “empirical rules” which professional judges use stems from its “temporal a priori status” and the critics to “gender bias” in criminal justice should be oriented not to the illogicality or empirical uncertainty of “empirical rule” but to the consequence of its use which forecloses the possible understanding of cases.

From the conversation analysis of mock deliberations, we showed the relationship between the types of knowledge which lay judges use and the sequential position in which lay judges give their opinions. Thus, we have to explore how the use of a particular type of knowledge constitute the intelligibility of actions in order to consider the role of commonsense in Saiban-in system.

研究分野：社会学、エスノメソドロジー / 会話分析

キーワード：エスノメソドロジー 会話分析 ジェンダー 性暴力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究が開始された2015年は、法務省の法制審議会刑法(性犯罪関係)部会で強姦罪の改正をめぐる審議が開始された年であった。性暴力事件の裁判において、裁判官の持ついわゆる「ジェンダーバイアス」が性暴力に対する偏った判断をもたらし、結果として被害者の性的自由ないし性的自己決定権がないがしろにされてしまうことはそれまでもさまざまな研究によって指摘されており(第二東京弁護士会両性の平等委員会編2009)。刑法改正の審議も、そうした状況の中で開始されたものであった。

本研究は、強姦罪をめぐるこのような議論に棹さしつつ、職業裁判官のみならず一般市民である裁判員が性暴力事件の審議に参加するようになった新たな現状に鑑み、社会成員一般の持つ常識的知識が性暴力の理解に対してどのように構成的な役割を果たしているかを実証的にあきらかにすることを目指しておこなわれた。

2. 研究の目的

本研究の目的の大枠は、上記のとおり「社会成員一般の持つ常識的知識が性暴力の理解に対してどのように構成的な役割を果たしているかを実証的にあきらかにすること」である。この目的は、以下の二つの課題を通して探究された。

ひとつは性暴力事件の判決文の分析である。これまで裁判官の持つ「ジェンダーバイアス」の指摘は、主として裁判官が用いる「経験則」の批判という形でこなわれてきた。他方、当然のことながら経験則を用いることそれ自体は法的判断にとって欠くことのできない要素である。したがって経験則に対する批判は、特定の経験則がどのような点において問題を持つのかを明晰にする必要がある。

もうひとつは、裁判員評議のコミュニケーションの中で、評議参加者が用いる常識的知識の分析である。裁判員や裁判官は争点に対する自らの見解を組み立てる上でさまざまに常識的知識を用いるが、それは評議における意見表明をどのようにこなうかという点と切り離して考えることはできない。評議における意見表明は、進行中の相互行為の中の特定の機会、特定の仕方でおこなわれる。評議参加者の用いる常識的知識がどのように「経験則」として法的判断の一部となるのかを考察するためには、この「相互行為の中の知識」という観点からの分析が必要である。

3. 研究の方法

(1) 判決文における「経験則の身分」の分析

判決文において裁判官が用いるいわゆる「経験則」が、法的判断の合理化にとってどのような役割を果たしているか(経験則の法的推論上の身分)をあきらかにするため、判決文の概念分析(酒井ほか2009)をおこなった。判決文は判例データベースや判例評論をもとに収集し、強姦罪、強制わいせつ罪等の罪名ごとに分類をおこなった後、判決の中で用いられている経験則を取り出しコーパスの作成をおこなった。

(2) 会話分析

評議において参加者が用いる常識的知識の分析のため、模擬評議の会話分析をおこなった。会話分析は、人が言葉を交わすために用いるさまざまなプラクティスの体系的分析をおこなう社会学の研究方法である。本研究は、東洋学園大学の宮園久栄教授の協力によって2008年から継続的に記録している模擬評議、また東海大学の北村隆憲教授、関西学院大学の森本郁代教授との共同研究のもと実施した模擬評議の記録(総時間は60時間程度)からデータコーパスを作成し、主として行為連鎖の分析と呼ばれる分析から、参加者のおこなう意見表明に対してどのような知識が構成的に働いているかの分析をおこなった。

4. 研究成果

(1) 「当座のアプリオリ」としての経験則

裁判官が用いる経験則への批判の代表的なものとして、「被害者資格」の問題を挙げることができる。すなわち、性暴力の被害を認められるために、被害者が法益侵害と無関係な「資格」を満たしていることを要求されているという批判である。たとえば被害者に豊富な性経験があったり、性労働に従事した経験があったりすると、事件当時被告人と性的関係を持つことに被害者が同意していたとみなされやすくなっているといった批判や、被害者が「抵抗できなかったこと」が「抵抗しなかったこと」として理解され同意が推測されてしまっているといった批判がある。こうした批判は、一方で経験則に対する論理的な批判(過去の性経験からは事件当時の性的関係への同意を導けない)として、他方で経験的な批判(性暴力の被害者はしばしば硬直して「何もできない」状態に陥ることを裁判官は理解していない)として理解することができる。

しかしながら、こうした批判には不十分な点もある。なぜなら、「経験則」の中には、必ずしも論理的必然性がなく、かつ経験的な確証が得られているわけではないものが多く含まれているからである(たとえば「宣伝車の後部には児童が追従するものである(最判昭和33.4.18刑集12巻6号1101頁)」等)。こうした経験則は、いわゆる「常識」に近いものであり、かつ社会成員がおこなうさまざまな推論に欠かせないものである。こうしたいわば常識的知識の「もっともらしさ」は、その狭い意味での論理的性格にあるのでもなければ、それが経験的に一波

化された知識であることによるのでもないため、その論理的性格や経験的一般化の不十分を言うだけでは批判としての確さを欠く。

本研究では、ハーヴィ・サクスの「成員カテゴリー化装置」の議論を参照することで、こうした常識的知識の「もっともらしさ」を、「当座のアプリオリ性をもった」というその推論上の身分として特徴づけた。「当座のアプリオリ性をもった知識」とは、純粋な意味でのアプリオリな知識ではないが、人物や行為、活動などを理解するそのつどの機会において、他の理解を可能にするような特段の事情がない限りさしあたり妥当するものとして私たちが依拠する知識であり、まさにその機会においては経験に先立ち私たちの理解を一定の方向へと水路づける役割を果たす、そういうタイプの知識である。社会成員がおこなう推論は、こうした特徴をもった知識なしにはおこないえず、またそうした知識によって合理性を獲得している、「実践的合理性にもとづく推論」である。このように考えると、裁判官が用いる経験則に問題があるとき、問題は単にその非論理性や経験的不確かさにあるのではなく、当座のアプリオリ性をもった経験則が、法益保護という観点から見て問題ある仕方である事案の事実認定を一定方向に水路づけてしまっている(ありえた他の可能性を閉じてしまっている)点にあると考えられるようになる。

一例として、小宮(2017)で取り上げた事案でいえば、被害者が被告人を含む知人たちとクラブに行き、後に被告人と2人で被告人宅に行き被害にあった事案で、クラブおよび被告人宅に行った理由について被害者は「みんなが行くと言ったから」「仕事の話をするため」と供述しているのに対し、裁判所は被害者がわざわざ着替えていることや、具体的な仕事の話をしていないことなどから、その供述の信用性に疑いを差し挟んでいた。こうした推論においては、「みずから着替えてクラブに行き、仕事の話をするでもなく被告人宅に行ったのであれば、被害者も被告人に対する性的関心をもっている可能性がある」という経験則が用いられている。つまり、被害者の行動の積極性と性的関心とを結びつけるような経験則が用いられている。

注意したいのは、こうした経験則は、裁判官のみが用いているものではなく、むしろ被害者供述の中ですでに参照されているものであるということだ。みずからの行動の積極性と性的関心とが結びついて理解される可能性があることをわかっているからこそ、被害者の供述においては、クラブに行くのも「みんなが行くから」という消極的理由のもとで語られ、また被告人宅に行くのも「仕事の話があったから」という職業上の理由のもとで語られていたと考えられる。

このように、社会成員のもつ経験則は、一定の実践的合理性をもつがゆえに、裁判官のみならず被害者(そしてその供述を用いて犯罪の立証をおこなう検察官)によっても用いられるものである。ところが、まさにそうであるがゆえに、その経験則は被害者の行動に対する他のありえた理解を体系的に刑事裁判の場から閉め出してしまう。この事案で言えば、たとえば「被害者は自ら進んでクラブに行き、被告人に性的関心があって被告人宅に行ったが、何らかの事情(気分が悪くなったとか被告人が暴力的に性交を迫ったとかいった)によって気が変わった」という理解の可能性は、上記の経験則では生まれてこない。しかしながら、仮にそうした可能性を考慮に入れていたら、検察の立証方法(あるいは警察の証拠集めの仕方すら)違ったものになっていた可能性がある。

このように、「被害者資格」をめぐる経験則の問題は、まさに社会成員の用いる常識的知識の問題であるがゆえに、「裁判官のジェンダーバイアス」という狭い範囲を超えて、刑事司法過程を通じて「当座のアプリオリ性をもった知識のもとでのもっともらしい事案の理解のあり方」が、法益保護の観点から偏った水路づけを受けていないかという点から考察することができる。こうした視点は、長年裁判官の経験則が批判されてきたにもかかわらず刑事司法における性暴力理解が進まない要因を考える上で重要な意味をもつと思われる。

(2) 裁判員の知識管理実践

本研究が模擬評議の会話分析にもとづいて考察したのは、評議参加者とりわけ裁判員が用いる常識的知識のバリエーションである。上記のとおり、常識的知識には当座のアプリオリ性という性質があるが、評議の場でどのような知識がどのように用いられるかは、その具体的な進行に大きく依存する。言い換えればそれは、裁判員の意見表明がおこなわれる行為連鎖上の位置に依存する。

裁判員が意見表明において用いる知識には、大きくわけて三つのタイプのものがある。ひとつは「一般的知識」と本研究が呼ぶものであり、誰もがそれを持っていることが期待できるようなタイプの知識である。たとえば「首を強く絞め続けたら人は死ぬ」といった知識がそうであり、私たちはこうした知識を(多くの場合)経験によらずに持ってあり、自他に対して難なく帰属することができる。こうしたタイプの知識を用いた意見表明は、評議の全般にわたって頻繁に観察できる。

第二のタイプは本研究が「経験にもとづく知識」と呼ぶもの、すなわち特定の経験にもとづいて自他に帰属される知識である。たとえば「このような転び方をすればもっと怪我をする」という知識が自分の経験とともに引き合いに出され、被害者供述の信用性に対する疑問の根拠とされるといったことが観察できた。注意すべきなのは、「このような転び方をすればもっと怪我をする」ということ自体は、そのように転んだ経験がなくても理解できるかもしれないということである。にもかかわらず、裁判員はしばしば自らの経験にもとづいたものとして知識を参照する。ここには、「他の参加者に対して自分の意見を正当化する」という、相互行為上の理由があるように思われる。

このことは、第三のタイプを見るとよりはっきりする。第三のタイプは本研究が「カテゴリ

一と結びついた知識」と呼ぶもので、特定の成員カテゴリーと結びついて人に帰属される知識である。たとえば「子育て中の母親はノイローゼ気味になる」といったことは、母親としての経験とともに、その経験をもつ「母親」というカテゴリーを自らに適用することで語られることがあった。こうしたタイプの知識は、当該のカテゴリーが適用できる参加者とできない参加者をはっきりと区分することに繋がる。言い換えればそれは、特定の知識にアクセスする権利の主張を構成することがある。このことは、上記の「経験にもとづく知識」の場合よりもさらにはっきりと、他の参加者に対して自らの意見を正当化する役割を果たす。本研究においても、「子育て中の母親はノイローゼ気味になる」とある裁判員が母親として語ったことは、子を放置して死に至らしめた被告人の母親がどのような精神状態にあったかを議論する際、そこに殺意があったと述べた他の裁判員の意見の後の位置で、それに対する反論として理解可能な仕方で組み立てられていた。

このように、裁判員の意見表明においてどのような知識が用いられるかは、どの程度強くそれを正当化が必要があるかという相互行為上の位置と深くかかわっている。とするならば、特定の常識的知識が「経験則」として法的推論の一部を構成する仕方は、単に「国民の健全な常識が刑事司法に反映される」という単純な事態としては捉えることができない。それは、さまざまな知識が評議の中で、どのような行為のために用いられているかの分析とともに考察されなくてはならない。

本来であれば、本研究はここから評議における知識の使用を、その当座のアプリオリ性の考察とともに、性暴力事案の評議において分析する予定であった。しかしながら模擬評議の実施にともなう困難もあり、十分な事例を収集することができず、この目的は十分達成することができなかった。この点は今後の課題である。刑法の強姦罪は2018年に強制性交罪へと改正され、厳罰化、非親告罪化、監護者性交罪がなされることとなった。附帯決議には、「暴行又は脅迫」「抗拒不能」要件の認定について、調査研究の推進が必要であることが述べられている。「暴行」「脅迫」「抵抗」といった行為にかかわる概念が、社会成員が日常生活の中で用いているものであるかぎり、そうした調査研究において本研究のような社会学研究が今後果たす役割は重要であると考えられる。

【参考文献】

第二東京弁護士会両性の平等委員会編(2009)『改訂版 司法におけるジェンダーバイアス』明石書店。
酒井泰斗ほか編(2009)『概念分析の社会学』ナカニシヤ出版。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

小宮友根(2017)「構築主義と概念分析の社会学」『社会学評論』68(1): 134-149.

〔学会発表〕(計 5 件)

小宮友根(2018)「量刑評議における時間表現の使用と計算のプラクティス」法と心理学会第19回学術大会。

KOMIYA, Tomone (2018) “Ambiguous” property of “precise” description: Restoring practice in legal interaction”, International Conference of Conversation Analysis 2018.

KOMIYA, Tomone (2017) “Identities in Deliberation: Knowledge Management Practices of Saiban-in”, International Institute for Ethnomethodology and Conversation Analysis 2017.

KOMIYA, Tomone (2017) “Some aspects of a presider’s question in group discussion: Activities in “Hanashi-ai”, International Pragmatics Association 2017.

小宮友根(2015)「『裁判員評議の相互行為分析』プロジェクト」日本法社会学会2015年度学術大会。

〔図書〕(計 3 件)

村田和代編(2018)『話し合い研究の多様性を考える』ひつじ書房。(第2章「意見交換と教育のあいだ」担当)

陶久利彦編(2017)『性風俗と法秩序』尚学社。(第14章「強姦罪における『被害者資格』問題と『経験則』の再検討」担当)

酒井泰斗ほか編(2016)『概念分析の社会学2』ナカニシヤ出版。(第11章「裁判員の知識管理実践についての覚え書き」担当)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。